

(案)

平成 25 年 9 月 日
国 官 地 第 〇 - 1 号
国 官 技 第 〇 - 1 号

各地域づくり協会等 理事長 あて

(※東北の例 :

(一社)東北地域づくり協会 理事長 殿)

国土交通省 大臣官房 地方課長
技術調査課長

発注者支援業務等からの計画的撤退に伴い権利義務の譲渡を行う場合の
取り扱いについて

貴協会におかれましては、平成 22 年 7 月の国土交通大臣からの発注者支援業務等からの計画的撤退の要請を踏まえ、当該業務からの撤退に向けた取り組みを着実に進めていただいているところですが、当該事業が、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 7 条に規定される公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスであることから、撤退に当たって、権利義務譲渡を行う場合の取り扱いについて、別添のとおり地方整備局あて通知したところです。

つきましては、貴協会が発注者支援業務等の事業譲渡を行うに当たりましては、地方整備局と十分調整のうえ、対応いただくようお願いいたします。

(案)

平成 25 年 9 月 日
国 官 地 第 〇 号
国 官 技 第 〇 号

各地方整備局 総務部長 あて
企画部長 あて

(※東北の例：

東北地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿)

国土交通省 大臣官房 地方課長
技術調査課長

各地域づくり協会等による発注者支援業務等からの計画的撤退に伴い権利義務の譲渡を行う場合の取り扱いについて

各地域づくり協会等においては、平成 22 年 7 月の国土交通大臣からの発注者支援業務等からの計画的撤退の要請を受け、『「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」整理とりまとめ』に基づき、当該業務からの撤退に向けた取り組みを着実に進めているところであるが、発注者支援業務等が競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 7 条に規定される公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスであることを踏まえ、法の趣旨が達成されるように、サービスの質の維持向上及び経費削減並びに透明性、公正性及び競争性を確保するという観点から、権利義務譲渡を行う場合の取り扱いについて、別紙のとおり定めたので通知する。

(別紙)

○権利義務の譲渡

平成 22 年 7 月の国土交通省要請に基づき、旧建設弘済会等が発注者支援業務等からの計画的撤退を進めるにあたり、受注中の業務について権利義務譲渡申請を行う場合は、以下によるものとする。

- ① 事業譲渡等を適切かつ円滑に実行するため、法務、財務、労務等の専門分野に係る第三者委員会（アドバイザー）を活用し、譲受会社の選定方法・評価方法、譲受会社の評価・選定、譲渡時期等について助言を受けるものとする。なお、選定過程等の情報は適切に記録・保存するとともに、内閣府官民競争入札監理委員会の求めに応じ、譲受会社の選定過程に係る資料を提示するものとする。

- ② 譲渡される業務の品質を確保するため、業務発注担当部署は「建設弘済会等による発注者支援業務等からの計画的な撤退に当たり、建設弘済会等の契約上の地位の移転及び業務実績の承継を認める場合の考え方（平成 23 年 3 月 30 日、国土交通省大臣官房地方課、技術調査課）」に基づき、権利義務譲渡申請については、以下の要件をすべて満たすこと。
 - ・ 譲受会社が当該業務の入札が行われた際の競争参加資格要件を具備していること。または、事業譲渡に伴い、競争参加資格要件を具備することが確実であること。
 - ・ 当該業務の実施にあたり、譲受会社に承継される人材等や当該譲受会社が有する組織・体制により、旧建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制が構築されること。

- ※ 「旧建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制」とは、譲受会社が当該業務を実施する際の管理技術者等の資格、実績、その他の業務の履行体制が、旧建設弘済会等におけるものと同程度であることを言う。

- ③ 譲受会社については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 15 条において準用する法第 10 条（第 11 号を除く）に該当するものでないこと。